

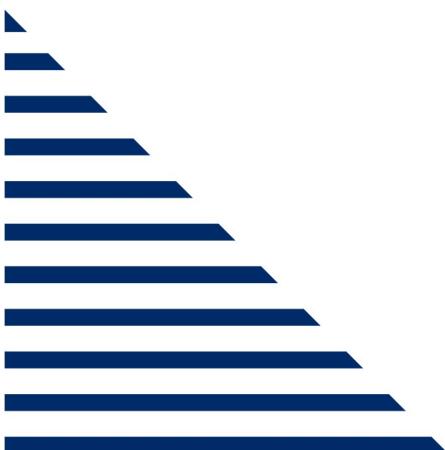


# 長岡京市

## パートナーシップ宣誓制度

### ガイドブック

パートナーシップ宣誓を考えている方へ

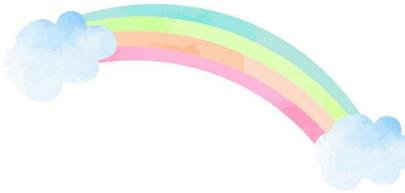


## 目 次

<b>1 パートナーシップ宣誓をお考えのみなさまへ</b>	1
パートナーシップ宣誓制度とは	1
宣誓することができる人	2
<b>2 パートナーシップ宣誓の手続きの流れ</b>	3
宣誓日時の事前予約	3
宣誓日の当日	3
宣誓に必要な書類（チェックリスト）	4
宣誓書の受領を証明するもの	5
<b>3 宣誓後の届出等について</b>	5
宣誓書受領証等の再交付	6
宣誓書受領証等の返還	6
自治体間連携について	7
<b>4 よくある質問</b>	9
<b>5 参考資料</b>	12

# Ⅰ パートナーシップ宣誓をお考えのみなさまへ

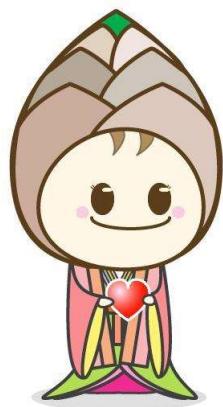
## パートナーシップ宣誓制度とは



長岡市は、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すことを目的に、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この制度は、一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）であるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを市長に宣誓し、市長が受領証等を交付するものです。

パートナーシップの宣誓をしたお二人の間に法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、長岡市として、この制度の導入により、市民や事業者のみなさまへ、性の多様性や性的少数者（性的マイノリティ）の方々に関する理解と共感が広まることにより、お二人が生活の中で抱えておられる困りごとや生きづらさが解消され、住みよい社会につながるよう取り組むものです。



長岡市人権マスコット  
“たけとん”

## 宣誓することができる人

一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）であるお二人が対象です。

具体的には、戸籍上同性のカップルに限らず、同性のカップルの中には、一方がトランスジェンダー（性同一性障害など）であることにより、戸籍上は異性のカップルという例もあるため、様々なケースの性的少数者（性的マイノリティ）のお二人が対象となります。

パートナーシップ宣誓をするには、以下の(1)から(5)の要件を全て満たしている必要が  
あります。

(1) お二人が、どちらも成年に達していること

(2) 少なくとも、いずれか一方が、現に長岡京市民であること

(3) お二人が、どちらも現に婚姻（事実上婚姻と同様の関係を含む）していないこと

※ これを証明する書類が必要です（詳しくは、4ページを見てください）。

※ 海外で同性婚をしているお二人の場合も、宣誓できます。

(4) お二人が、どちらも現に別の方とパートナーシップを形成していないこと

※ 同様の制度を実施している他の自治体等で、別の方とパートナーシップ宣誓・登録等をしている方は宣誓できません。

(5) お二人が、民法に規定する婚姻できない続柄（近親者など）でないこと

※ 宣誓をしようとする者同士が、養子縁組をしている又はしていた場合については、宣誓することができます。

## 2 パートナーシップ宣誓の手続きの流れ

### 宣誓日時の事前予約

- 宣誓を希望する日の7日前（土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）までに、予約をしてください。
- 電話、FAX 又はメールで予約をしてください。

予約連絡先　対話推進部共生社会推進課  
電話 075-955-3180 平日の9時～17時（12時～13時除く）  
FAX 075-951-5410  
メール kyouseishakai@city.nagaokakyo.lg.jp

- 予約の連絡をいただいた後、長岡市から「宣誓日時、場所、必要書類等」の調整、確認のために連絡します。
- 宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。  
※ 宣誓できる時間：平日の9時～16時00分（12時～13時を除く）

### 宣誓日の当日

- 予約した日時に、必ず、お二人そろってお越しください。  
※ 来庁が困難な事情がありましたら、予約時にご相談ください。
- 宣誓に必要な書類（4ページ）を持って、お越しください。
- 宣誓には、職員が立ち会います。お二人で「パートナーシップ宣誓書」に署名し、職員に提出してください。
- 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、宣誓の対象となる要件を備えているかを確認します。（※ 書類に不備や不足がある場合等は、改めて宣誓日を調整します。）
- 内容に不備がない場合には、宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード※」（以下「受領証等」という。）を交付します。
- 原則として即日交付します。ただし、パートナーシップ宣誓から受領証等の交付まで、1時間程度かかります。

## 宣誓に必要な書類（チェックリスト）

必要書類	説明等	提出枚数	チェック
<b>宣誓書</b>	様式第1号 パートナーシップ宣誓書に自署していただきます。	1通	<input type="checkbox"/>
<b>住民票の写し又は住民票記載事項証明書</b>	3箇月以内に発行されたもので、本籍、筆頭者、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号は省略したもの。	各1通 (同一世帯の場合1通で可)	<input type="checkbox"/>
<b>現に婚姻していないことを証明する書類</b>	3箇月以内に発行された戸籍抄本又は独身証明書。 外国籍の方は、大使館等公的な機関が発行する「配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）」と、その日本語訳文。	各1通	<input type="checkbox"/>
<b>本人確認書類</b>	マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券、運転免許証、その他官公庁が発行する本人の顔写真が添付されたもの。 ※上記のものがない場合は、基礎年金番号通知書、年金証書、など2点以上必要。	提示	<input type="checkbox"/>
<b>通称名を日常的に使用していることがわかる書類 (氏名に代えて通称名の使用を希望する方のみ)</b>	通称名を使用していることが客観的に分かる資料。 例) 社員証や学生証、法人が発行した証明書など	提示	<input type="checkbox"/>

## 宣誓書の受領を証明するもの

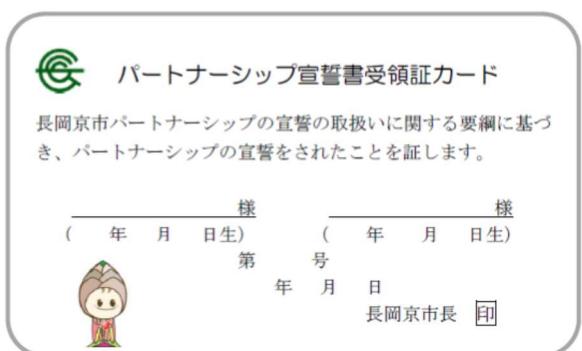
<パートナーシップ宣誓書受領証 (A4 サイズ) >



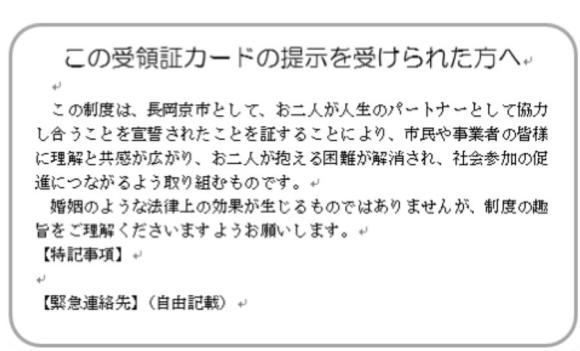
<パートナーシップ宣誓書受領証カード (運転免許証サイズ) >

※カードのデザインは数種類ご用意しております。

(表面)



(裏面)



### 3 宣誓後の届出等について

#### 宣誓書受領証等の再交付

氏名・通称名を変更した場合や、受領証の紛失、破損、汚損などのやむを得ない事情により、再交付を希望される場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）を提出してください。再交付を行います。

- ※ 紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証等は、返還してください。
- ※ 氏名・通称名を変更した場合は、それを証明できる書類を添付してください。
- ※ 住所変更は再交付の対象になりません。

#### 宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、宣誓されたお二人又はお一人が、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）を提出するとともに、宣誓書受領証等を返還してください。

- ・ パートナーシップが解消されたとき
- ・ お二人が長岡京市外に転出されたとき  
(長岡京市と連携協定を締結している自治体に転出し、当該都市の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除きます。詳しくは、次ページを参照ください。)
- ・ その他、宣誓又は申告の要件に該当しなくなったとき

## 自治体間連携について

長岡市と連携協定を締結している自治体の間で転出入する場合、申告により、手続きが一部省略できる場合があります。

なお、連携協定を締結している自治体については、ホームページでご確認ください。

### (1) 長岡市から転出する場合

長岡市から連携協定を締結している自治体へ転出する場合、長岡市へのパートナーシップ宣誓書受領証等の返還は必要ありません。

申告の手続きは、各自治体のホームページなどをご確認ください。

### (2) 長岡市に転入する場合

- 連携協定を締結している自治体から長岡市に転入する場合は、改めて長岡市の宣誓書受領証等を発行します。
- 申告の手続きは、来庁又は郵送にて受け付けております。

### <来庁による申告の流れ>

#### ① 申告日時の事前予約（予約先：対話推進部共生社会推進課）

- 申告を希望する日の7日前（土・日・祝日・年末年始を除く）までに、予約をしてください。
- 電話、FAX又はメールで予約をしてください。（3ページの「予約連絡先」を参照）
- 予約の連絡をいただいた後、長岡市から「申告日時、必要書類等」の調整、確認のために連絡します。
- 来庁による申告日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。

※ 申告できる時間：平日の9時～16時00分（12時～13時を除く）

#### ② 申告日の当日

- 予約した日時に、申告に必要な書類（8ページ）を持って、お越しください。  
※ お一人でも手続きは可能ですが、申告に必要な書類は、お二人分お持ちください。
- 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、申告の対象となる要件を備えているかを確認します。
- 書類の不備等がなければ、原則として受領証等を即日交付します。ただし、申告から受領証等の交付まで、1時間程度かかります。

## ＜郵送による申告の流れ＞

- 事前に電話、FAX 又はメールにて共生社会推進課にご連絡のうえ、申告に必要な書類を郵送してください。
  - ※ 連絡先は、3 ページの「予約連絡先」を参照
  - ※ ご連絡いただきました際に、必要書類等の調整、確認をさせていただきます。
- 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、申告の対象となる要件を備えているかを確認し、長岡京市の受領証等を返送いたします。(返送する住所に指定がある場合、申告書にその旨をご記入ください。)
  - ※ 書類に不備や不足がある場合等は、こちらから連絡いたします。

### ❖ 郵送先住所

〒617-8501 京都府長岡京市開田 1 丁目 1 番 1 号

長岡京市共生社会推進課（パートナーシップ宣誓制度担当）宛

## 申告に必要な書類（チェックリスト）

必要書類	説明等	提出枚数	チェック
継続申告書	様式第1号の2	1通	<input type="checkbox"/>
連携自治体が交付した宣誓書受領証	転入前に交付を受けた受領証、受領証カード等	1通	<input type="checkbox"/>
住民票の写し又は住民票記載事項証明書	3箇月以内に発行されたもので、本籍、筆頭者、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号は省略したもの。	各1通 (同一世帯の場合は1通で可)	<input type="checkbox"/>
本人確認書類	マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券、運転免許証、その他官公庁が発行する本人の顔写真が添付されたもの。 ※上記のものがない場合は、基礎年金番号通知書、年金証書、など2点以上必要。	提示	<input type="checkbox"/>

### 【申告に係る注意事項】

長岡京市から転入前の地方公共団体に対し、「申告に基づき受領証等を交付した事実と申告に係る事項」を通知することに同意いただけない場合は、申告書の受付ができないかねますので、ご了承ください。

## 4 よくある質問

### Q1 パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A. 結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、長岡市が行うパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき実施するものであり、上記のような法律上の効果は発生しません。

この制度は、一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）であるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において、相互に協力し合うことの宣誓を受けて、受領証等を交付し、自分らしく、いきいきと生活されることを応援するものです。

### Q2 同性婚制度とは違うのですか？

A. 海外における同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。長岡市が行うパートナーシップ宣誓制度は、このような同性婚制度とは異なるものです。

### Q3 受領証等は、どのような場面で活用できますか？

A. 長岡市が、お二人の宣誓に受領証等を交付することで、お二人の気持ちに寄り添い、お二人が自分らしく、いきいきと生活されることを応援する制度であることを、広く知っていただき、制度とその趣旨への理解が深まり、性的少数者（性的マイノリティ）の方々の困難の解消につながることが大切であると考えています。

市の制度では、市営住宅の入居申込等の時に、お二人が宣誓したパートナーであることを示すためにご使用いただけます。

今後も、受領証を提示することで利用できる制度を増やしていくとともに、民間事業者等への性の多様性の理解と共感を広げ、性的少数者（性的マイノリティ）の方の社会参加の促進につながるよう、取り組んでまいります。

### Q4 海外で同性婚をしましたが、宣誓できますか？

A. 海外で同性婚しているお二人の場合も、宣誓できます。「現に婚姻していないことを証明する書類」は、3箇月以内に発行されたものに限ることや、海外の証明書である場合は、日本語訳の添付などが必要となりますので、事前にご相談ください。

### Q5 宣誓できない「近親者」とは具体的にはどの範囲ですか？

A. 次の場合です。

○ 直系血族又は三親等内の傍系血族の間（民法第734条）

　祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等

○ 直系姻族の間（民法第735条）

　子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

○ 養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系卑属との間（民法第736条）（ただし、養子縁組をしている又はしていた場合を除きます。）

**Q6 事実婚をしていても宣誓できますか？**

A. 対象者は、性的少数者（性的マイノリティ）の方に限定され、事実婚の方は対象となりません。

事実婚の方につきましては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的少数者（性的マイノリティ）の方々が直面している偏見や差別、課題などとは状況がかなり異なると認識しています。

当制度は、婚姻に準ずるような法的効力を有しませんが、性的少数者（性的マイノリティ）のお二人の関係性を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止める人権尊重の観点から導入しているものです。

**Q7 同居していないと宣誓できませんか？**

A. 必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとして日常の生活において、互いに責任をもって協力し合うことを約した関係であることが必要です。

**Q8 通称名は使用できますか？**

A. 使用することができます。

通称名の使用を希望する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる社員証や学生証などの書類をお持ちください。（確認後に返却します。）。

なお、受領証等を、事務手続き上の書類として使用される場合はその旨をお申し出ください。それぞれの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

**Q9 代理や郵送で宣誓できますか？**

A. 代理や郵送による宣誓はできません。職員の立会いの下、本人確認のうえ宣誓する必要があります。ただし、病気等の特別な事情のため、お二人で窓口にお越しになることが難しい場合は、ご相談ください。

なお、長岡京市と連携協定を締結している自治体から長岡京市に転入し、長岡京市からパートナーシップ宣誓書受領証等の交付を希望する場合は、郵送による手続きが可能です。（詳しくは、8ページをご参照ください。）

**Q10 自署できない場合は、代筆してもらうことはできますか？**

A. その場合は、代筆は可能です。個別の事情に応じて、職員が代筆するなど柔軟に対応します。

**Q11 宣誓に費用はかかりますか？**

A. パートナーシップ宣誓書受領証等の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓に必要な書類の発行手数料は、自己負担となります。

**Q12 宣誓時の住所から転居する場合、何らかの手続きが必要ですか？**

A. 転居により、「双方が、長岡京市民でなくなる」場合に限り、受領証等を返還する必要があります。

ただし、長岡京市と連携協定を締結している自治体に転出し、当該都市の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合は、返還の手続きは不要です。（詳しくは、7ページの「都市間連携について」をご参照ください。）

**Q13 受領証の有効期限はありますか？**

A. 受領証等は、返還が必要にならない限り、有効です。

**Q14 成りすましや偽装の悪用をされませんか？**

A. 長岡京市が宣誓を受ける際には、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、宣誓証等を返却していただきます。

**Q15 自治体間連携をしている自治体から長岡京市へ転居する予定ですが、転居前でも申告はできますか？**

A. 転居前ではできません。申告は、転入したことが分かる現住所を確認する書類をご提出いただく必要があるためです。

ただし、転居前でも申告を行う日の予約は可能です。（予約日までに転入手続きをお済ませください。）

**Q16 なぜ、郵送による申告の場合も、事前に連絡が必要なのでしょうか？**

A. 書類の不備等が生じないよう、事前に必要書類等の調整、確認をさせていただくことで、手続きをスムーズに行えると考えています。

**Q17 自治体間連携をしている自治体以外から長岡京市へ転居する予定ですが、申告はできますか？**

A. できません。申告は、自治体間連携をしている自治体にからの転入の場合にのみ可能となっています。お手数ですが、新規での宣誓となります。

## 5 参考資料

### 【長岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（本文のみ）】

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方及び価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 一方又は双方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いを人生のパートナーであることを誓うことをいう。
- (3) 申告 本市の区域内への転入前に、他のパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークの構成自治体（以下「連携自治体」という。）において、パートナーシップ制度等に基づくパートナーシップ宣誓書受領証（以下「宣誓書受領証」という。）の交付を受けた二人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

#### （宣誓又は申告の対象者の要件）

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が、ともに民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が、現に本市の区域内に住所を有していること。
- (3) 双方が、ともに現に、婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外に事実婚の関係にある者又はパートナーシップを形成している者がいないこと。
- (4) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係（双方が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）ないこと。

#### （宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、揃って市職員の立会いの下で、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入できないと市長が認めるときは、市職員及び双方の立会いの下で、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 独身証明書その他現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日以前3箇月以内に発行されたものに限る。）

2 市長は、前項の規定により宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
- (2) 旅券（パスポート）
- (3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、本人の顔写真が添付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める書類

(申告の方法)

第5条 申告をしようとする者は、来庁又は郵送により、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第1号の2。以下「申告書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、申告をしようとする者の方又は双方が自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

(1) 連携自治体が交付した宣誓書受領証

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告書の提出日以前3箇月以内に発行されたものに限る。）

(3) 郵送により行う場合は、切手貼付の返信用封筒

2 来庁により行う場合は、あらかじめ申告日を予約するものとする。

3 市長は、第1項の規定により申告をしようとする者が本人であることを確認するため、前条第2項に掲げる書類のいずれかの提示を、郵送による場合は同書類のいずれかの写しの提出を求めるものとする。

(通称名の使用)

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書又は申告書において、氏名に代えて通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時又は申告時に提示するものとする。ただし、郵送による申告にあっては同書類の写しを提出するものとする。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、第4条又は第5条の規定により宣誓又は申告がなされた場合において、当該宣誓又は申告をした者が第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、当該宣誓又は申告をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下これらを「受領証等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により、申告をした者に受領証等を交付したときは、当該受領証等を交付した事実とともに、申告に係る事項を転入前の住所の属する連携自治体に通知する。ただし、申告をした者の同意がある場合に限る。

(受領証等の再交付)

第8条 前条第1項の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者等」という。）は、当該受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）により申請することができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、受領証等を再交付することができる。

(受領証等の返還等)

第9条 宣誓者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓者等の一方又は双方がパートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。

ただし、紛失その他やむを得ない理由があると市長が認める場合は、返還届の提出をもって受領証等を返還したものとみなす。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 双方が本市の区域内に住所を有しなくなったとき。(連携自治体で継続申告をする場合を除く。)
- (3) その他宣誓又は申告の要件に該当しなくなったとき。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する

3 第1項各号のいずれかに該当する宣誓又は申告は、当然に無効とする。

4 市長は、宣誓者等が連携自治体へ転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合は、受領証等が返還されたものとみなす。

(周知啓発)

第10条 市長は、長岡京市パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

(宣誓書等の保管及び保存並びに登録簿の作成)

第11条 宣誓書類は、長岡京市文書取扱規程（令和4年長岡京市訓令第2号）の定めるところにより適正に保管し、及び保存し、並びに廃棄する。

2 第7条から第9条までの規定により受領証等の交付、再交付及び返還等を行った場合は、パートナーシップ宣誓又は申告の登録簿を作成し、必要に応じて宣誓又は申告に係る情報を記録する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 長岡京市パートナーシップ宣誓制度ガイドブック

令和3年6月 発行  
令和3年8月 改訂  
令和4年7月 改訂  
令和7月1月 改訂  
令和8月1月 改訂

長岡京市 対話推進部 共生社会推進課

〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1番1号  
電話 075-955-3180  
FAX 075-951-5410  
メール [kyouseishakai@city.nagaokakyo.lg.jp](mailto:kyouseishakai@city.nagaokakyo.lg.jp)